国主体

## 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

子どものための教育・保育給付

小規模保育等に係る共通の財政支援 認定こども園・幼稚園・保育所・

施設型給付費

5縣 認定こども属 0~

幼保連携型

・ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

地方裁量型 保育所型

3~5歲

0~5歳 保育所

り市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措 私立保育所については、児童福祉法第24条によ 置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

居宅訪問型保育、事業所内保育 家庭的保育 小規模保育、

子育てのための施設等利用給付

認可外保育施設、預かり保育等の 新制度の対象とならない幼稚園、 利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない 幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
  - 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業〕

※認定こども園 (国立・公立大学法 人立) も対象

地域子ども・子育て 支援事業

地域の実情に応じた 子育て支援

- ①利用者支援事業
- 2)延長保育事業
- 3)実費徴収に係る補足給付を 行う事業
- 4多様な事業者の参入促進 能力活用事業
- **⑤**放課後児童健全育成事業
- 6子育て短期支援事業
- 7乳児家庭全戸訪問事業
- 8 養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業
- 9地域子育て支援拠点事業
- 10一時預かり事業
- ①病児保育事業
- (ファミリー・サポート・ ②子育て援助活動支援事業 センター事業、
- (3)妊婦健診

仕事と子育ての 両立支援

両立支援事業 仕事・子育て

- た保育サービスの拡大 を支援(整備費、運営 とした企業主導型の多 様な就労形態に対応し ⇒ 事業所内保育を主軸 · 企業主導型保育事業 費の助成)
- シッター利用者支援 企業主導型ベビー
- ている労働者が、低廉 等の多様な働き方をし ター派遣サービスを利 ⇒ 繁忙期の残業や夜勤 用できるよう支援